

## 日本の安全保障の基本原則 「三位一体」の同心円構造

|          | 戦争放棄  | 自衛権   | 国際協調   |
|----------|---|---|--|
| 国際連合憲章   | 第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を(中略)慎まなければならない」                 | 第51条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(後略)」 | 第41条〔非軍事的措置〕略<br>第42条〔軍事的措置〕「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍、又は陸軍の行動をとることができる。(後略)」 |
| 日本国憲法    | 第9条第1項「日本国民は、(中略)国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」   | 逐条規定なし。前文に理念規定あり。<br>(注)日米安保条約、刑法には逐条規定あり。  | 逐条規定なし。前文に理念規定あり。  |
| 日米安全保障条約 | 第1条「締結国は、国際連合憲章に定めるところに従い、(中略)それぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を(中略)慎むことを約束する」 | 前文「(前略)両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、(後略)」  | 第5条「(前略)その措置(注:日本への武力攻撃に対する行動)は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない」  |